

～事務所登録取扱業務～

- 事務所の新規・更新登録 ● 登録事項変更届 ● 廃業届 ● 登録証明 ● 事務所登録情報の閲覧
申請書式のダウンロードはこちらから
事務所登録HP <http://www.chiba-jk.or.jp/registration/index.html>

～事務所登録事項に変更があったときは、2週間以内に届出をしましょう！～

- 建築士事務所の名称及び所在地
- 登録申請者の氏名又は名称及び所在地
- 役員（法人のみ）
- 管理建築士（管理建築士講習の講習修了証を受けた建築士でなければ、管理建築士になれません。）
※管理建築士は建築設計事務所内に2名以上が望ましい。
(1名の場合、不慮の事故、退職等で管理建築士が不在になるとその時点で業務ができなくなります。)

～設計等の業務に関する報告書（業務報告書）を提出しましょう！～

業務報告書の提出先は、建築士事務所の所在地を管轄する県の出先機関（土木事務所）です。
平成19年6月20日以降、最初に始まった事業年度が終了後、3か月以内に県へ提出してください。
以降、毎事業年度終了後、3か月以内に提出してください。

～建築士定期講習のお知らせ！～

建築士事務所に所属している建築士（所属建築士）に対し、3年ごとに定期講習を受講することを義務付けられました。
初回の受講期限は、平成24年3月31日です。

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 2回目受講 平成24年度対象者 | 平成21年4月1日から平成22年3月31日に受講された方 |
| 2回目受講 平成25年度対象者 | 平成22年4月1日から平成23年3月31日に受講された方 |

編集後記

『かすがい』136号を皆様にお届け致します。

昨年来の「耐震及び建築相談会」等における千葉県建築士事務所協会会員の活動が、地元においてようやく認知され始めたものと確信出来るようになりました。今後は、地元における「建物に関する主治医」となれるよう会員各位の更なる努力と住民との交流に期待致します。

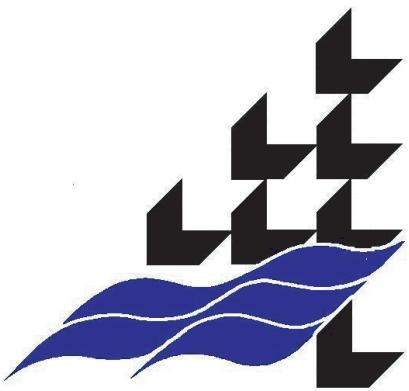
この『かすがい』が頑張っている会員、賛助会員への小さな応援団となれば幸いです。

広報委員会では、会員、賛助会員の作品・技術情報及び活動記事等を募集しておりますので、御協力の程お願い申し上げます。

広報委員会委員長 宮倉 義昭

広報委員会

担当理事	畔上廣司
委員長	宮倉義昭
副委員長	西澤博文
副委員長	白井裕司
委員	茂手木喜一
委員	田端友康
委員	久保田賀三
委員	井桁正昭
委員	市川光士



— 社団法人 日本建築士事務所協会連合会シンボルマーク —

建築の基本構成は“塊”“面”“線”的3つの普遍的要素に集約でき、
日本建築の特性である「屋根の建築」をイメージに取り込み、柔らかな
曲線によって繊細な日本美を表現しています。